

1 回だけのつもりが・・・定期購入！？

～定期購入にご用心～

『初回〇円』『お試し』などの広告を見て、1 回だけのつもりで申し込んでいませんか？定期購入に関するトラブルを防ぐため、申し込む前に確認しましょう。

ケース 1

SNSで『初回980円』というダイエットサプリの広告を見て、1 箱だけ注文したつもりだったが、届いた商品は6 箱で、代金は約2 万円。その後も3 ヶ月ごとに商品が届く定期購入になっていた。解約しようとしたが、販売業者の電話が繋がらなかった。



ケース 2

新聞折り込み広告の商品を注文するため販売業者に電話したところ、「目に良いサプリメントのサンプルを送る」と勧められ、サンプルが届いたが、その後も商品が届き、定期購入になっていることに気づいた。解約を申し出たが、次回のお届け日の10 日前までに連絡が必要と言われた。



定期購入トラブル 3 つのチェックポイント

- ✓ 『初回〇円』『お試し』だけで決めない
- ✓ 『〇回購入が条件』と書いていないか確認
- ✓ 2 回目以降の金額と、解約方法を確認



知っておくと便利な豆知識

Q1. 注文画面を写真などで保存しておく、証拠になる？

A. はい。広告や注文時の画面を保存しておく、トラブルになった際に契約内容を確認する手がかりになります。

Q2. ネット通販でもクーリング・オフできる？

A. 原則できません。返品が可能か、返品期限など、販売業者が定めた返品特約を注文前に確認します。

令和 8 年度厚岸町消費生活相談窓口相談件数

- 厚岸町消費生活相談窓口への相談 6 件(前年度比+ 5 件)
- 厚岸町消費生活相談窓口への情報提供 1 件(前年度比- 2 件)
- 釧路市消費生活センターへの相談 2 件(前年度比+ 1 件)

〈令和 8 年 7 月末現在〉

少しでも不審だと感じたときは、行動する前に、家族や消費生活相談窓口、警察に相談しましょう！

厚岸町消費生活相談窓口(役場内) ☎52-3131(平日：8 時30分から17 時15 分)

警察専用相談ダイヤル ☎#9110(平日：8 時30分から17 時15 分)

消費者ホットライン ☎188(平日：9 時から17 時、土日・祝日：10 時から16 時)